

日本食品化学学会編集委員会からのお知らせ

2017年6月の編集委員会での議論に基づき、投稿規定 I-1 について、
来年(2018年)の25巻から、以下のように一部変更します。

I 学会誌投稿等の原則

1 会則第9条3項に基づき、学会誌へ投稿する者の筆頭著者並びに責任著者は学会員(個人会員及び法人会員を所属名とする者)である必要があります。ただし、委員会が依頼した原稿は除きます。

責任著者(Corresponding author)は、連絡者として「投稿原稿の表紙」を記載し、論文の代表者として、研究が日本食品化学学会倫理規定に従って行われていることを確約する署名を行います。責任著者は、和文論文の場合、論文1ページ目の欄外に、責任著者(連絡先)として日本語で、Corresponding authorとして英語で、住所と氏名が記載されます。英語論文の場合には、1ページ目に Corresponding authorとして英語で、和文抄録のページに、責任著者(連絡先)として日本語で、住所と氏名が記載されます。

なお、論文が複数のグループで行われている場合を鑑み、責任著者は、2名まで認めますが、その場合どちらかが、連絡者兼代表者として、「投稿原稿の表紙」を記載し、代表者署名を行って下さい。

現行のもの

1 会則第9条3項に基づき、学会誌へ投稿する者の筆頭著者並びに責任著者は学会員(個人会員及び法人会員を所属名とする者)である必要があります。ただし、委員会が依頼した原稿は除きます。